

3. 文具類

(1) 品目及び判断の基準等

文具類共通	<p>【判断の基準】 金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>注) 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準(印)を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準(印)を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみを上記の判断の基準を適用する。</p>
印箱	
公印	
O A フィルター (枠あり)	<p>【判断の基準】 次の要件を満たすこと。 文具類共通の判断の基準を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックが使用されていること。 枠部のプラスチックは、再生プラスチックが全体重量の50%以上使用されていること。</p>
鍵かけ	

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ステープラー」には、針を用いない方式のものを含む。
- 2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル(フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー(とじ具)、コンピュータ用キャップ式等)及び穴をあけずにとじる各種ファイル(フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等)等をいう。
- 3 「バインダー」とは、MP バインダー、リングバインダー等をいう。
- 4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。
- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 6 「地球温暖化係数」は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第4条に定められた係数とする。
- 7 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

- 8 市場において文具類に係る判断の基準を満足する製品が増加していること、及びさらなる環境負荷低減を図るため、紙を主材料とする品目、木を主材料とする品目、プラスチックを主材料とする品目及びこれらの材料が複合された品目の判断の基準について、次年度検討の上、可能な品目から見直しを行うこととする（具体的な品目については第3回検討会までに検討を実施）。

5 . O A 機器

5 - 1 コピー機等

(1) 品目及び判断の基準等

<p>コピー機</p> <p>複合機</p> <p>拡張性のあるデジタルコピー機</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>< 共通事項 > 古紙パルプ配合率 100%の再生紙に対応可能であること。</p> <p>< 個別事項 > コピー機 ア．コピー機（毎分 86 枚以上の複写が可能なもの、カラーコピー機能を有するもの及び大判コピー機を除く。）にあつては、表 1 に示された区分ごとの基準を満たすこと（表 1 中「 」の欄にあつては、表 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。） イ．大判コピー機（カラーコピー機能を有するものを除く。）にあつては、表 3 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>複合機 ア．複合機（大判複合機を除く。）にあつては、表 4 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ．大判複合機にあつては、表 5 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>拡張性のあるデジタルコピー機 ア．拡張性のあるデジタルコピー機（拡張性のある大判デジタルコピー機を除く。）のうちカラーコピー機能を有するものにあつては表 6 に示された区分ごとの基準、それ以外のもの（毎分 86 枚以上の複写が可能なものを除く。）にあつては表 1 に示された区分ごとの基準を満たすこと（表 1 中「 」の欄にあつては、表 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。） イ．拡張性のある大判デジタルコピー機にあつては、表 7 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 カートリッジ方式の場合、使用済カートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 特定の化学物質の含有情報が容易に確認・保管が可能な製品であること 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 スキャナ機能を有する場合にあつては、大容量(A4サイズ用の紙で100枚程度以上)の読み取りが可能であつて、読み込んだデータを複数の</p>
--	--

	<p>コンピュータ等へ同時に高速でネットワーク送信できるものであること。</p> <p>製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--	--

備考) 1 表1中「 」を記した区分のものは、本項の判断の基準の対象とする「コピー機」及び「拡張性のあるデジタルコピー機」に含まれないものとする。

2 「大判コピー機」、「大判複合機」及び「拡張機能付き大判デジタル複写機」とは、A2 サイズ又は 17"×22"サイズ以上の用紙を処理するコピー機、複合機及び拡張機能付きデジタルコピー機をいう。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

4 特定の化学物質の含有情報の確認は、商品環境情報提供システム及びエコリーフ等の既存の環境情報提供によってもよい。

5 今後、次の事項について検討を行うこととする。

再使用部品の利用率の観点から、一度使用された製品からの再使用部品が相当程度使用されている製品について、判断の基準への追加

実使用を考慮した時のエネルギー消費効率に影響する低電力モード又はオフモード(スリープモード)からの復帰時間について、判断の基準の見直し

表1 コピー機及び拡張性のあるデジタルコピー機に係る基準エネルギー消費効率等の基準

コピー速度(CPM:1分当たりのコピー枚数)	基準エネルギー消費効率				両面コピー機能
	A4機	B4機	A3機	A3Y機	
0<CPM 10	11				推奨
10<CPM 20	17		55		
20<CPM 30			99		必須
30<CPM 40			125		
40<CPM 50			176		
50<CPM 60			205		
60<CPM 70			257		
70<CPM 80			286		
80<CPM 85			369	483	

備考) 1 「A4機」、「B4機」、「A3機」及び「A3Y機」とは、それぞれA4判の短辺、B4判の短辺、A3判の短辺及びA3判の長辺を最大通紙幅とするコピー機をいう。

2 「コピー速度」とは、A4版普通紙へ連続複写を行った場合の1分当たりのコピー枚数をいう。

【以下、変更なし】

5 - 6 ディスプレイ

(1) 品目及び判断の基準等

ディスプレイ	<p>【判断の基準】 表に示された基準を満たすこと。 動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ることに。</p> <p>【配慮事項】 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示 (J-Moss) で対象としている特定の化学物質 (鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE) の含有情報が容易に確認でき、かつ、廃棄時に廃棄物処理業者に情報提供が可能な製品であること。</p>
--------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、電子計算機の表示装置として使用する標準的なものとする。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう (ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 ディスプレイに係る低電力モード消費電力等の基準

低電力モード消費電力	ディープスリープモード消費電力
15W	8W

- 備考) 1 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される最初の低電力状態をいう。
- 2 「ディープスリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き動作が行われなかった場合、自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。
- 3 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第2による。
- 4 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。また、一定時間動作されなかった後に低電力モードを経ず、直接ディープスリープモードに移行してもよい。
- 5 特定の化学物質の含有情報は、電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示 (J-Moss) による他、商品環境情報提供システム及びエコリーフ等の既存の環境情報提供によってもよい。

【以下、変更なし】

5 - 9 トナーカートリッジ等

(1) 品目及び判断の基準等

トナーカートリッジ	<p>【判断の基準】 使用目的に不都合がなくコピー機、複合機、プリンタ、ファクシミリなどの機器で使用される場合、次の要件を満たすこと。 使用済トナーカートリッジにトナーを再充填したものであること。 古紙パルプ配合率 100%の再生紙に対応可能であること。</p> <p>【配慮事項】 使用済トナーカートリッジの回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
インクジェット用インクカートリッジ	<p>【判断の基準】 使用目的に不都合がなくプリンタなどの機器で使用される場合、次の要件を満たすこと。 使用済インクカートリッジにインクを再充填したものであること。 古紙パルプ配合率 70%以上の再生紙に対応可能であること。</p> <p>【配慮事項】 使用済インクカートリッジの回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「トナーカートリッジ」及び「インクジェット用インクカートリッジ」は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時等に装着・付属等しているものを規定するものではない。

2 トナーカートリッジの印刷処理能力は、同型の新品モデルの 90%以上であることとし、印刷処理能力の算出方法は、次式による。

$$\text{印刷処理能力比 (\%)} = (C2/C1) \times 100$$

$$\text{新品カートリッジの印刷処理枚数 : } C1 \text{ (枚)} = \{(M1-M2)/(M1-M3)\} \times 1000$$

M1 : 新しい新品カートリッジの質量

M2 : 使用後の新品カートリッジの質量

M3 : A4 判の用紙 1000 枚に有効範囲 5%で印刷した後のトナーカートリッジの質量

$$\text{再生カートリッジの印刷処理枚数 : } C2 \text{ (枚)} = \{(M4-M5)/(M4-M6)\} \times 1000$$

M4 : 新しい再生カートリッジの質量

M5 : 使用後の再生カートリッジの質量

M6 : A4 判の用紙 1000 枚に有効範囲 5%で印刷した後のトナーカートリッジの質量

3 品質不良についての品質保証システム（使用される製品が原因となる品質不良が発生した場合において、代替品の手配、機器本体の修理等速やかに対応するシステム）が存在することとする。なお「品質不良」とは、印字不良・ジャム・トナー漏れ・インク漏れ・機器本体破損などである。

(2) 目標の立て方

当該年度のトナーカートリッジ及びインクジェット用インクカートリッジの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

5 - 10 記録用メディア

(1) 品目及び判断の基準等

記録用メディア	<p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと〔判断の基準はケースに適用〕。 再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。 厚さ 5mm 程度以下のスリムタイプケースであること。 植物を原料とするプラスチックが使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「記録用メディア」は、CD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM とする。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

(2) 目標の立て方

当該年度の記録用メディアの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

5 - 1 1 電池

(1) 品目及び判断の基準等

一次電池又は小形充電式電池	<p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 一次電池にあつては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最低平均持続時間を下回らないこと。 小形充電式電池（二次電池）であること。</p> <p>【配慮事項】 使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は、日本工業規格 C8500 の表 2 に規定する形状及び寸法を表す記号のうち「固有の記号」R20（単 1 形）、R14（単 2 形）、R6（単 3 形）又は R03（単 4 形）とする。

2 「最低平均持続時間」は、日本工業規格 C8501 又は C8511 に規定する方法に準拠して測定するものとする。

表 一次電池に係る最低平均持続時間

固有の記号	形状の通称 (参考)	負 荷 抵 抗 ()	最低平均持続時間	
			初 度	12か月貯蔵後及び 使用推奨期間内
R20	単 1 形	2.2	810分	725分
		3.9	25時間	22時間
		10	81時間	72時間
		2.2	15時間	13時間
		1.5	450分	405分
R14	単 2 形	3.9	770分	690分
		6.8	23時間	20時間
		20	77時間	69時間
		3.9	12時間	10時間
R6	単 3 形	43	60時間	54時間
		3.9	4.0時間	3.6時間
		10	11.5時間	10.0時間
		100mA(放電電流)	200回	180回
		24	31時間	27時間
R03	単 4 形	5.1	130分	115分
		24	14.5時間	13.0時間
		10	5.0時間	4.5時間
		75	44時間	39時間
		600mA(放電電流)	140回	125回

(2) 目標の立て方

当該年度の電池（単 1 形から単 4 形）の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

6 . 家電製品

6 - 1 電気冷蔵庫等

(1) 品目及び判断の基準等

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫	<p>【判断の基準】 表に示された区分ごとの算定式を用いて算出された値を上回らないこと。 冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 冷媒及び断熱材発泡剤にハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 冷媒及び断熱材発泡剤に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示(J-Moss)で対象としている特定の化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)の含有情報が容易に確認でき、かつ、廃棄時に廃棄物処理業者に情報提供が可能な製品であること。</p>
---------------------------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」「電気冷凍庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。

熱電素子を使用するもの

業務の用に供するために製造されたもの

吸収式のもの

電気冷凍庫のうち横置き型のもの

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

3 特定の化学物質の含有情報は、電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示(J-Moss)による他、商品環境情報提供システム及びエコリーフ等の既存の環境情報提供によってもよい。

【以下、変更なし】

7. エアコンディショナー等

7-1 エアコンディショナー

(1) 品目及び判断の基準等

エアコンディショナー	<p>【判断の基準】 冷暖房の用に供するエアコンディショナーについては、表1に示された区分ごとの基準冷暖房平均エネルギー消費効率を下回らないこと。 冷房の用にのみ供するエアコンディショナーについては、表2に示された区分ごとの基準冷房エネルギー消費効率を下回らないこと。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示(J-Moss)で対象としている特定の化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)の含有情報が容易に確認でき、かつ、廃棄時に廃棄物処理業者に情報提供が可能な製品であること。</p>
------------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

冷房能力が28kWを超えるもの

水冷式のもの

圧縮用電動機を有しない構造のもの

電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの

機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの

専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの

スポットエアコンディショナー

車両その他の輸送機関用に設計されたもの

室外測熱交換器の給排気口にダクトを有する構造のもの

冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの

高气密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、換気装置と連動した制御を行う構造のもの

専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

3 特定の化学物質の含有情報は、電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示(J-Moss)による他、商品環境情報提供システム及びエコリーフ等の既存の環境情報提供によってもよい。

【以下、変更なし】

8 . 温水器等

8 - 1 電気給湯器

(1) 品目及び判断の基準等

電気給湯器	<p>【判断の基準】 ヒートポンプ式給湯器であって、成績係数が3.50以上であること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
-------	--

備考) 1 成績係数の算出方法は、次式による。

$$\text{成績係数 (COP)} = \text{定格加熱能力} / \text{定格消費電力}$$

定格加熱能力：ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に、循環する湯水に与えられる熱量。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その熱量も加えたものとする。(単位：kW)

定格消費電力：ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に、消費する電力の合計。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その消費電力も加えたものとする。(単位：kW)

表 定格加熱条件

項目	定格加熱条件 (単位：)
外気温度 (DB/WB)	16/12
給水温度	17
出湯温度	65

給水温度：ヒートポンプ式給湯器に供給される市水温度。(単位：)

出湯温度：ヒートポンプユニットの出口温度。(単位：)

- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

(2) 目標の立て方

当該年度の電気給湯器の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

9 - 2 ランプ

(1) 品目及び判断の基準等

<p>蛍光管 (直管型：大きさの区分 40 形蛍光ランプ)</p>	<p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 高周波点灯専用形 (Hf) であること。 ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、以下の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率、ランプ効率で 80lm/W 以上であること。 イ．演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。 ウ．管径は 32.5 (±1.5) mm 以下であること。 エ．水銀封入量は製品平均 10mg 以下であること。 オ．定格寿命は 10,000 時間以上であること。</p> <p>【配慮事項】 使用済ランプの回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
<p>電球形ランプ</p>	<p>【判断の基準】 使用目的に不都合がなく器具に適合する場合、次のいずれかの要件を満たすこと。 LED ランプである場合は、定格寿命は 50,000 時間以上であること。 LED 以外の電球形ランプ (電球形蛍光ランプを含む) である場合は、以下の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率、ランプ効率で 40lm/W 以上であること。 イ．電球形蛍光ランプにあつては、水銀封入量は製品平均 5mg 以下であること。 ウ．定格寿命は 6,000 時間以上であること。</p> <p>【配慮事項】 使用済ランプの回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 蛍光ランプに係る耐点滅寿命の観点から、人感センサーなど点滅頻度が相当程度高い使用条件等の場合は、必ずしも上記判断の基準に依らず、用途に適したランプを選択して使用すること。

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度における調達総量 (本数又は個数) に占める基準を満たす物品の数量 (本数又は個数) の割合とする。

10 - 2 ITS対応車載器

(1) 品目及び判断の基準等

ETC対応車載器	【判断の基準】 ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）に対応し、自動車に取り付け、有料道路の料金所に設置されたアンテナとの間で無線通信により車両や通行料金等に関する情報のやり取りを行う装置であること。
カーナビゲーションシステム	【判断の基準】 道路交通情報通信システム（VICS）に対応し、光ビーコン、電波ビーコン及びFM多重放送の3つのメディアのいずれからも道路交通情報を受信することが可能であり、 車載モニター上に表示する機能を有すること。

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度における調達総数（個数）とする。

10 - 3 タイヤ

(1) 品目及び判断の基準等

一般公用車用タイヤ	<p>【判断の基準】 転がり抵抗が10%以上低減されたタイヤであること。</p> <p>【配慮事項】 製品の長寿命化に配慮されていること。 走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
-----------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一般公用車用タイヤ」は、市販用のタイヤであって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。
- 2 「転がり抵抗が10%以上低減されたタイヤ」とは、当該タイヤの製造事業者又は販売事業者の従来型製品に比べ転がり抵抗が10%以上低減されているタイヤとする。なお、転がり抵抗の低減率と燃費効率の向上率とは必ずしも同一ではない。
- 3 現段階の転がり抵抗の算出に係る測定条件は、当該タイヤの製造事業者又は販売事業者が「タイヤ公正取引協議会」に届け出た方法よるものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるタイヤの調達総量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

10 - 4 エンジン油

(1) 品目及び判断の基準等

2 サイクルエンジン油	<p>【判断の基準】 生分解度が28日以内で60%以上であること。 魚類による急性毒性試験の96時間LC₅₀値が100mg/l以上であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
-------------	---

備考) 1 生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d window を適用しない。

OECD (経済協力開発機構) 化学品テストガイドライン

- ・ 301B (CO₂発生試験)
- ・ 301C (修正 MITI () 試験)
- ・ 301F (Manometric Respirometry 試験)

ASTM (アメリカ材料試験協会)

- ・ D5864 (潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法)
- ・ D6731 (密閉 respirometer 中の潤滑油、または潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法)

2 魚類の急性毒性試験方法は、次のいずれかの方法とする。

JIS (日本工業規格)

- ・ K 0102 (工場排水試験方法)
- ・ K 0420-71 シリーズ (10、20、30)

(水質-淡水魚 [ゼブラフィッシュ (真骨類, コイ科)] に対する化学物質の急性毒性の測定-第1部: 止水法、第2部: 半止水法、第3部: 流水法)

OECD (経済協力開発機構)

- ・ 203 (魚類急性毒性試験)

なお、難水溶性の製品は、ASTM D6081 (水環境中における潤滑油の毒性試験のための標準実施法: サンプル準備及び結果解釈) の方法などを参考に調製されたWAF (水適応性画分) やWSF (水溶解性画分) を試料として使ってもよい。この場合、96時間LL₅₀ 値が100mg/l以上であること。

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度における調達総量 (リットル) に占める基準を満たす物品の数量 (リットル) の割合とする。

17. 公共工事

(1) 品目及び判断の基準等

公共工事	【判断の基準】 契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。
------	--

注) 義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

(2) 目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

表1

資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達品目名	分類	品目名		品目ごとの判断の基準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表2
			土工用水砕スラグ	
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
		路盤材	再生骨材等	
鉄鋼スラグ混入路盤材				

【以下変更なし】

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	【判断の基準】 建設汚泥から再生された処理土であること。
	土工用水砕スラグ	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	【判断の基準】 ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	【判断の基準】 ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	【判断の基準】 サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	【判断の基準】 アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	【判断の基準】 加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。
	フェロニッケルスラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。
	銅スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。
	電気炉酸化スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。
路盤材	再生骨材等	コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。

	鉄鋼スラグ混入路盤材	【判断の基準】 路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。
小径丸太材	間伐材	【判断の基準】 間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。
混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】 高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。
	フライアッシュセメント	【判断の基準】 フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。
セメント	エコセメント	【判断の基準】 都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。

備考)「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。

舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	<p>【判断の基準】 原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成されたものであること。 再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。 ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>【配慮事項】 重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、土壌の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="596 846 1372 1585"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土</td> <td rowspan="14">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂（キラ）</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td>非鉄スラグ</td> </tr> <tr> <td>鋳物砂</td> </tr> <tr> <td>陶磁器屑</td> </tr> <tr> <td>石炭灰</td> </tr> <tr> <td>建材廃材（汚泥を除く。）</td> </tr> <tr> <td>廃ガラス</td> </tr> <tr> <td>製紙スラッジ</td> </tr> <tr> <td>アルミスラッジ</td> </tr> <tr> <td>磨き砂汚泥</td> </tr> <tr> <td>石材屑</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>上水道汚泥</td> <td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>湖沼等の汚泥</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	建材廃材（汚泥を除く。）	廃ガラス	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																								
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																								
無機珪砂（キラ）																									
鉄鋼スラグ																									
非鉄スラグ																									
鋳物砂																									
陶磁器屑																									
石炭灰																									
建材廃材（汚泥を除く。）																									
廃ガラス																									
製紙スラッジ																									
アルミスラッジ																									
磨き砂汚泥																									
石材屑																									
都市ごみ焼却灰		溶融スラグ化																							
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化																								
上水道汚泥	前処理方法によらず対象																								
湖沼等の汚泥																									

	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	<p>【判断の基準】 原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。 再生材料が原材料の重量比で 20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。 なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比 15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>【配慮事項】 重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、土壌の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="596 869 1370 976"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td rowspan="2">溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法						
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化						
下水道汚泥							

道路照明	環境配慮型道路照明	<p>【判断の基準】 高圧ナトリウムランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が45%以上削減されているものであること。</p> <p>【配慮事項】 設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。</p>
------	-----------	--

ビニル系床材	ビニル系床材	<p>【判断の基準】 再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。ただし、JISA5705（ビニル系床材）に規定する種別PFを除く。</p> <p>【配慮事項】 工事施工時に発生する端材が回収され、再生利用のための仕組みが整っていること。</p>
--------	--------	--

配管材	排水・ 通気 用再生硬質 塩化ビニル 管	<p>【判断の基準】</p> <p>建物屋内外の排水及び通気用の硬質塩化ビニル管であって、使用済塩化ビニル管を原料とする塩化ビニルが製品全体重量比で30%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>製品使用後に回収され、再生利用されるためのシステムが整っていること。</p>
-----	--------------------------------------	--

備考)「排水・**通気**用再生硬質塩化ビニル管」の判断の基準は、建物屋内外の排水用に硬質塩化ビニル管を用いる場合においては、使用済塩化ビニル管を原料とするものを使用することを定めるものである。

【以下、変更なし】

表4【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	<p>【判断の基準】</p> <p>施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。</p>
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	<p>【判断の基準】</p> <p>施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。</p> <p>再生処理土からの有害物質の溶出については、土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。</p>

【以下、変更なし】

18 - 3 食堂

(1) 品目及び判断の基準等

食堂	<p>【判断の基準】 庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂であって、生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。 繰り返し利用できる食器が使われていること。</p> <p>【配慮事項】 生ゴミ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。 生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミと一緒にコンポスト処理されること。</p>
----	--

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する基準を満たす食堂の総件数とする。

18 - 4 自動車専用タイヤ更生

(1) 品目及び判断の基準等

自動車専用 タイヤ更生	<p>【判断の基準】 第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ（ケーシング）に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。</p> <p>【配慮事項】 ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化に配慮されていること。 走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------------	---

備考） 本項の判断の基準の「自動車専用タイヤ更生」において対象とする「更生タイヤ」とは、日本工業規格 D4202 に規定するタイヤの種類のうち「小型トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」又は D6401 に規定する「産業車両用タイヤ」「建設車両用タイヤ」とする。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する自動車専用タイヤ更生（自動車整備の一部として調達されるものを含む。）の総件数とする。

18 - 6 庁舎管理等

(1) 品目及び判断の基準等

庁舎管理 清掃	<p>【判断の基準】</p> <p>< 共通事項 > 庁舎管理又は清掃において使用する物品で特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>< 個別事項 > 庁舎管理業務 空気調和設備、照明設備、熱源設備、受変電設備、制御設備及び給排水衛生設備等の稼働状況を集計し、前月比並びに前年同月比で著しく増加した場合は、その原因及び対応方策について提案が行われるものであること。 清掃業務 ア．洗面所に用いる手洗い洗剤は、動植物油脂又は廃油を原料にした石けん液又は石けんが使用されていること。 イ．ゴミの収集は、資源ゴミ（紙類、カン、ビン、ペットボトル、プラスチック）、生ゴミ、可燃ゴミ、不燃ゴミを分別し、適切に回収が実施されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>清掃業務にあつては、清掃に用いる洗剤、ワックス等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。 清掃業務にあつては、ゴミの回収量を毎月集計し、前月比で著しく増加した場合は、その原因及び対応方策について提言及び提案を行い改善に努めること。 清掃業務にあつては、補充品等は、過度な補充を行わないこと。 庁舎管理又は清掃において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等の調達に努めること。</p>
----------------	---

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する庁舎管理業務及び清掃管理業務の総件数に占める基準を満たす庁舎管理及び清掃の件数の割合とする。